

## 5 設計者・施工者・工事監理者・発注者の責任

これまでの事故の原因、原因を生み出した背景についての検討から、設計者、施工者、工事監理者、発注者の責任を整理する。

### 5.1 組合・福地事務所

組合・福地事務所は、設計・工事監理業務委託における県との直接の契約者であり、契約内容を誠実に履行する責務がある。

事故の主因である斜材ロッド定着部の設計耐力の不足に関して、構造設計者が実施した設計内容の安全性を確認し、必要十分なものを期限まで提出するという契約受託者としての役割を果たしておらず責任がある。

事故原因である斜材ロッド定着部の製作、安易なジャッキダウンに関しては、構造設計者が行うべき指示が適切になされているか、また施工者への指示が適切に実行されているか、施工者が作成する施工計画書が適時に作成され内容が妥当であるかについて検討し、確認するという工事監理者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

また、県との直接の契約者として関係者間の調整をすべき役割を担っており協力会社との業務執行及び責任の範囲を明確にし、設計・工事監理の途上において、目的の達成に向け自ら主体的に問題点を洗い出し改善する努力を行うことが求められていたと考えられる。

### 5.2 榎事務所

榎事務所は、連絡デッキの実質的な調整者として、設計・工事監理の内容の確認、関係者間の調整に努める責務がある。

主因である斜材ロッド定着部の設計耐力の不足に関しては、構造設計者が示した構造設計の実施時期や設計内容をチェックするという実質的な調整者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

原因である斜材ロッド定着部の製作に関しては、構造設計者が行った施工者への指示が適切に実行されているかについて確認するという実質的な調整者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

原因である安易なジャッキダウンに関しては、R26仮支保工の議論に参加しながら解決への努力をしておらず、実質的な調整者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

また、構造設計者に対し、必要な情報を伝え他の関係者との間の適切な連携関係が構築されるよう努めるという調整者としての役割を果たす努力を行うことが求められていたと考えられる。

### 5.3 SDG

SDGは、連絡デッキの構造設計者として、安全な建築物を設計する責務がある。

主因である斜材ロッド定着部の設計耐力の不足に関しては、安全な建築物を設計するという構造設計者としての役割を果たしておらず責任がある。

原因である斜材ロッド定着部の製作に関しては、施工者、下請け業者への指示を適時・適切に明確に行うという構造設計者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

原因である安易なジャッキダウンに関して、施工途上において設計内容実現のために適切な指示を行いその確実な履行を確認するという構造設計者としての役割を果たしておらず責任がある。

また、安全な建築物として完成させるという共通の目的のために、工事監理者、施工者、下請け業者との協同体制に不十分なところがあれば、改善に向けて自ら努めるという構造設計者の役割を果たす努力を行うことが求められていたと考えられる。

#### 5.4 第一建設

第一建設は、元請け施工業者として請け負った建築物を安全に建設する責務がある

原因である斜材ロッド定着部の製作に関しては、設計者の意図を反映した施工が確実におこなわれるよう下請け業者を管理・監督することを怠ったこと、安易なジャッキダウンに関しては、施工者の責任で行うべき業務の内容を十分に検討せず、施工計画書を作成せず実施したことは、施工者としての役割を果たしておらず責任がある。

また、施工者として設計の意図を反映させた建築物を安全に造るために、構造設計者と意志疎通を図り、施工者の役割を果たす努力を行うことが求められていたと考えられる。

#### 5.5 黒沢建設

黒沢建設は、元請けである第一建設からPC工事の施工を請け負った下請けとして、連絡デッキPCa床版の製作に関して、設計者の意図を施工上可能とするために必要な協議を行った上で施工図を作成し、承諾を受け、承諾図どおりに製作する責務がある。

原因である斜材ロッド定着部の製作に関しては、不明確な施工図を作成し、承諾図として受領しないまま製作し、U字形補強筋の不具合を生じさせたことは下請けとしての役割を果たしておらず責任がある。

#### 5.6 県

県は、主因である斜材ロッド定着部の設計耐力の不足に関しては、適切な工期を設定して設計を業務委託しなかったことなどから、斜材ロッド定着部の強度計算のない構造計算書を受け取っているなど設計業務の監督及び検査において公共建築物の発注者としての役割を十分に果たしておらず責任がある。

原因である斜材ロッド定着部の製作に関しては、監理が委託を受けた工事監理者の業務であり、具体的に協議を受けていなかったことから責任があるとまでは言えない。

原因である安易なジャッキダウンに関しては、施工計画書が提出されておらずジャッキダウンの具体的な手順を知らされていなかったこと、R26仮支保工設置に関して十分な説明を受けていなかったことなど、役割を果たす機会がなかったことから責任があるとまでは言えない。

原因を生み出した背景である複雑な発注形態については、関係者が責任の所在に関して共通の認識を持って工事を執行できるように事業内容に対応した適切、かつ明確な執行体制を構築し、体制を整えるという発注者の役割を果たす努力を行うことが求められていたと考えられる。

原因を生み出した背景である不適切な発注時期の設定については、適正な工期で設計を実施し、

設計の完了した後、設計の安全性を確認した上で工事を発注するという、公共建築物の安全性を確認し、公共事業の適正な執行者としての役割を果たすことが求められていたと考えられる。